令和元年度

暮らしの安心・お手伝い

事業のご案内

心配ごと相談
結婚相談
ホームヘルパー派遣
暮らし応援隊
配食弁当サービス
ミニデイサービス
愛ねっとサービス
福祉用具の貸出し
日常生活自立支援事業（県）
金銭管理・財産保全サービス（村）
ボランティアセンター活動事業
ひなたぼっこの運営
助っ人くん
生活福祉資金貸付事業（県）
くらしの資金貸付事業（村）
まいさぽ上伊那出張所
介護事業所のご案内

社会福祉法人 宮田村社会福祉協議会

●社会福祉協議会（社協）とは

社会福祉協議会とは、村・県・国と組織的連携をもち、地域の自治会や団体等の住民組織、行政や民間の社会福祉関係者などの参加により構成され、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。（社会福祉法第 109 条）

●宮田村社会福祉協議会の概要

○事業対象地域は・・・

宮田村全域

○構成員は・・・

会　員（一般会員、賛助会員、特別会員）
理　事（村議、民生児童委員、区長、福祉団体等代表者、学識経験者）
評議員（民生児童委員、区長、福祉団体等代表者）
監　事
事務局（社協職員）

○事業内容は・・・

活動基調を『支え、支えられ安全で安心して暮らせる福祉の村づくり！「自立・互助型福祉社会を目指す！」』とし、以下の事業を行っています。※【受】は受託事業

【法人運営事業】

社協運営、関係機関会議、福祉啓発活動	

【地域福祉推進事業】

一般管理事業	社協運営、関係機関会議、福祉啓発活動
老人福祉事業	生きがい活動支援事業（ミニディ）【受】 高齢者生活支援事業（配食弁当サービス）【受】 ひとり暮らし交流会（春・秋 1 回）
地域交流センター事業	地域住民の福祉向上
心身障がい者福祉事業	心身障がい者希望の旅事業、タイムケア事業
援護事業	戦没者慰霊祭、葬祭事業

【ボランティアセンター活動事業】

福祉ふれあいまつり、施設訪問、ボランティアの集い、車イス体験、ボランティア連絡協議会運営他	

【ホームヘルパー派遣事業】

高齢者生活管理指導事業	介護保険認定前の方へのホームヘルプ【受】
助っ人くん事業	有資格者による介護保険外の有償サービス

【相談事業】

心配ごと相談事業	第３日曜日　13 時～15 時　なごみ家
結婚相談活動事業	宮田村マッチングサポート事業（結婚相談に関わる事業および相談）【受】

まいさぽ上伊那出張所	生活や就労の相談【県受託事業】

【生活福祉資金貸付事業】

長野県社会福祉協議会資金、宮田村社会福祉協議会資金の貸付

【日常生活福祉用具貸与事業】

福祉用具等の貸与

【日常生活自立支援事業（権利擁護）】

福祉サービス利用手続きの援助、苦情解決制度の利用援助、公共料金、サービス利用料金扱いの援助

【金銭管理事業】

預貯金等の管理

【指定居宅支援事業（障がい者総合支援法）】

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護

【介護予防・日常生活支援総合事業】

通所型サービスＡ、訪問型サービスＡ

【生活支援体制整備事業】

生活支援体制整備事業（地域支え合いの推進、支え合いづくりに向けた支援、連携）【受】

【介護保険事業】

居宅介護支援事業	ケアマネジメント
通所介護事業	デイサービスセンター梅の里
訪問介護事業	ホームヘルパー

○運営財源は・・・

会費（3%）、公費補助（11%）、寄附金・共同募金（2%）事業収入等（84%）

○会費について（年額）

社協では、事業を進めるためにさまざまな財源を活用していますが、そのうちの社協会費は、活動の趣旨に賛同いただいた住民の皆様や、法人・団体等の皆様に会員になっていただき納めていただくものです。社協活動を活性化していくための大切な財源となります会費にご協力をお願いいたします。

会費の区分

一般会員　一世帯当り　1,200 円
賛助会員　一人当り　3,000 円（福祉に理解の深い個人）
特別会員　一口当り　5,000 円（会社、組合、団体、個人等）

会費の使い道

納めていただきました会費は、ひとり暮らし交流会、心身障がい者福祉活動（希望の旅）、ボランティア活動、福祉用具貸出、福祉有償運送（ストレッチャー、車イス介助必要者の送迎）、社協広報誌の作成などに活用させていただいています。

○事業詳細は・・・

１心配ごと相談		
日常生活上の様々な悩みごと、心配ごとなど、あらゆる相談に応じ、必要な助言を行うとともに各種専門機関と連携して解決の手助けをします。	対象者	村内にお住まいの方
	担当者	民生児童委員・行政相談員
	利用料	無　料 ※相談者の秘密保持、プライバシー保護を厳守します
	相談日	毎月第３日曜日　午後１時～3 時
	場　所	なごみ家
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会		

２結婚相談 （宮田村マッチングサポート事業）		
異性との出会いがない、なかなかチャンスに恵まれない方へ素敵な出会いを提供し、結婚相手探しのお手伝いをします。	対象者	結婚相手を探している未婚の方
	担当者	結婚相談所長、結婚相談員及び結婚マッチング支援員
	利用料	登録料・相談料ともに無料 ※相談者の秘密保持、プライバシー保護を厳守します。登録はご本人からの申請のみ受付。
	相談日	月～金曜日　午前９時～午後５時（予約制） ※上記の日時以外でも予約相談いたします。
	場　所	宮田村社会福祉協議会
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村結婚相談所（宮田村社会福祉協議会内）		

３ホームヘルパー派遣 （高齢者生活管理指導事業）		
日常生活上、不自由を感じている高齢者の方に対し、ホームヘルパーが訪問し、介助又は支援を行い、自立した生活のお手伝いをいたします。 宮田村からの委託により、宮田村社会福祉協議会のヘルパーが訪問いたします。	対象者	在宅で概ね 65 歳以上の虚弱な高齢者（ひとり暮らし・二人世帯）で日常生活上軽易な支援が必要で、村の認定を受けている方
	担当者	福祉課　福祉係
	利用料	４00 円／時間
	実施日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く
	場　所	宮田村内
連絡先：☎８５－４１２８　宮田村役場　福祉課（老人福祉センター内）		

４暮らし応援隊 （支え支えられ応援事業）		
日常生活上で援助を必要とした時、地域住民がお互いに助け合う「いつでも、誰でも、困った時の助け合い」 例）・買い物代行、同行・通院同行・掃除・草とり・ゴミ出し・話し相手等 ※詳細につきましてはお問い合せください。	対象者	日常生活上で何らかの援助を必要とする村内にお住まいの方 ★サービスを受けるには調査が必要となります
	担当者	協力会員（登録者）
	利用料	内容により異なりますので確認願います（登録者） ７00 円～／時間
	実施日	年末年始を除き通年 午前８時 30 分～午後５時 30 分
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会		

５配食弁当サービス （高齢者生活支援事業） 日常生活に支障のある高齢者や障がい者に対し、食事を配達し食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行います。 	対象者	・65 歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯の方 ・65 歳以上で昼間一人となり、調理をすることが困難な方 ・障がいのある方で調理をすることが困難な方
	担当者	業者で作ったお弁当をボランティアが自宅へお届けします
	利用料	220 円／食
	実施日	毎週月曜日の昼食（祝日、年末年始は除く）
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会又はお住まいの地区の民生委員		

６ミニデイサービス （生きがい活動支援事業） 生きがいや健康づくりのために集う憩いの場です。家に閉じこもりがち、昼間一人でいて他の人と接する機会の少ない方など、寝たきりや認知症にならないためにも外に出て交流しましょう。	対象者	65 歳以上の家に閉じこもりがちな方 75 歳以上で地区が認める方等
	担当者	社協職員
	利用料	700 円（昼食代）
	実施日	各地区月 1～2 回 月～金曜日　午前９時 30 分～午後１時
	場　所	各地区高齢者支え合い拠点施設
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会又はお住まいの地区の民生委員		

７愛ねっとサービス （福祉有償運送事業） バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方が、病院に通いたい、病院間の移動や入退院をしたい時に移動のお手伝いします。 	対象者	村内にお住まいの方で社協にあらかじめ登録いただいた会員で、次のいずれかに該当する、バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方 ①介護保険法の「要介護者」及び「要支援者」の方 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③肢体不自由、内部障がい（人工透析含む）、精神障がい、知的障がい等により単独歩行が困難な方 ★サービスを受けるには調査が必要となります
	担当者	社協職員、輸送ボランティア
	利用料	①車両燃料代として（片道） 村内 200 円　伊那・駒ヶ根 300 円 ※上記以外の地域は　使用燃料補充 ②運転手費用として １時間以内 800 円 （1 時間超は 15 分毎に 250 円加算） 上記の①＋②の合計額が利用料です
	実施日	月～土曜日 （祝日及び 12 月 29 日～1 月３日はお休み）
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会		

８福祉用具の貸出し	対象者	村内にお住まいの方
高齢者の身体機能の低下防止と介護者の負担軽減を図ることを目的に右の品目の貸出しを行っています。 ※右の品目以外にも地域包括支援センターで貸出しを行っています。詳細につきましてはお問い合せください。	担当者	社協職員、地域包括支援センター職員
	利用料	返却時に下記の消毒代をご負担いただきます。（税別） 特殊ベッド　10,000 円 車いす　4,000 円
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会 ☎８４－１２５５　宮田村地域包括支援センター（老人福祉センター内）		

９日常生活自立支援事業	対象者	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方（診断、手帳の有無は問いません）
定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。	担当者	専門員・生活支援員
	利用料	1,000 円／時間　交通費 20 円／㎞
	実施日	通年
	その他	実施主体は、駒ヶ根市社会福祉協議会。相談窓口は宮田村社会福祉協議会になります
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会		

１０金銭管理・財産保全サービス	対象者	村内にお住まいの方で、金銭管理を必要とする方
地域で安心して日常生活を送れるようにするために、契約に基づき日常的金銭管理サービスを提供します。 	担当者	社協職員
	利用料	700 円／月（生活保護世帯は免除）
	内　容	１　生活に関わる一般的相談 ２　日常的金銭管理サービス ⑴　年金及び手当などの受領確認 ⑵　日常的な生活費に要する預貯金の払戻し ⑶　医療費・公共料金・家賃・地代・税金等の支払い ⑷　その他、契約に基づく金銭管理サービス ⑸　書類等の預かりサービス ㈠　預貯金通帳・保険証書 ㈡　不動産権利証書・不動産売買契約書 ㈢　実印・銀行届け出印・印鑑登録カード ㈣　貸金庫の鍵 ㈤　契約に基づくその他の書類
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会又はお住まいの地区の民生委員		

11 ボランティアセンター活動事業 ボランティア活動にまつわる相談、イベントの開催、啓発等を行っています。	対象者	村内にお住いの方でボランティア活動に意欲のある方。すでにボランティア登録をしている個人・団体。
	担当者	社協職員（ボランティアコーディネーター）

- ボランティアの育成及び研修会
- ボランティア役員会及び運営委員会
- ボランティアの集い（年１回）
- 施設への激励訪問活動支援
- 福祉ふれあいまつり
- 希望の旅事業への協力
- ボランティア活動保険の手続き
- 住民参加の生活支援（支え愛サービス）
- 福寿会（ミニデイサービス）への協力
- 上伊那郡ボランティア交流研究集会
- 各福祉施設・社協事業の協力
- 配食弁当の配達と安否確認
- 小・中学生福祉体験学習
- ボランティアだよりの発行

連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会

12 ひなたぼっこの運営 （地域交流センター） 地域住民の皆さんが、住み慣れた地域で仲間との交流を通し、健康で安心して暮らしていける地域社会の実現に努める場を設けるとともに、地域住民と社会福祉協議会の関わりを深め、地域福祉の向上を図ることを目的とし設置しました。また、諸事情により自宅でお風呂へ入れない方への施設内のお風呂の貸し出しを行っています。（ひとりでの入浴が可能な方）	対象者	村内に居住する子どもから高齢者まで全ての住民の方。 ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りではない。
	担当者	社協職員、ボランティアによる各教室の開催者
	利用料	交流センター使用料は無料 教室により材料費等の自己負担あり 入浴利用　500円　送迎は上記プラス100円(片道)
	実施日	月～金曜日　午前９時～午後４時まで （祝日及び12月29日～1月３日はお休み）

連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会

１３助っ人くん （介護保険外の有償サービス） 介護保険等の公的サービスを適用できないケース、病気やケガにより一時的に介護が必要になった場合にご利用いただけます。自宅での生活へつながるよう支援を行うサービスを提供します。 ・ヘルパーによる身体介助 ・見守り入浴や入浴介助　など ※詳細につきましてはお問合せください。	対象者	村内にお住まいの方で、次のいずれかに該当する方 ①介護保険法の「要介護者」及び「要支援者」の方 ②身体障害者手帳の交付を受けている方 ③会長が特に必要と認める方 ★サービスを受けるには調査が必要となります
	担当者	社協職員
	利用料	1000円～／30分（実費） （延長15分につき500円の追加料金がかかります）
	実施日	通年　午前８時00分～午後６時 （12月29日～1月３日はお休み）

連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会

14 生活福祉資金貸付制度（県）

低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

この貸付制度は、長野県社会福祉協議会が公的な助成を受けて実施するもので、相談窓口は宮田村社会福祉協議会です。

資金の種類

総合支援資金	失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象。本資金には、生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費があります。
福祉資金	【福祉費】 ・低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用 【緊急小口資金】 ・緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金
教育支援資金	高等学校、大学、高等専門学校の入学に際し必要な経費「就学支援費（入学金等）」と「教育支援費（授業料、定期代）」の２つがあります。
不動産担保型資金	【不動産担保型資金】 今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しします。 【要保護世帯向け不動産担保型生活資金】 現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しします。

※資金の種類によっては「まいさぽ上伊那」の利用が条件となります。

連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会又はお住まいの地区の民生委員

１５くらしの資金貸付事業（村）

不時の出費に困った低所得者に対し、生活資金の貸付を行います。

対象者	村内在住の低所得者で、不時の出費に困窮し、経済的援助を必要とする世帯又は社協会長が適当と認めた世帯

貸付金の種類	貸付条件等	貸付期間	据置期間	利子	一世帯当り貸付限度額
生活資金	生活再建までの間に必要な生活費用	12 か月	３か月以内	無利子	100,000 円
生業資金	生業を営むために必要な経費	20 か月			200,000 円
療養資金	負傷・疾病の療養費及び療養期間中の生計費	15 か月			150,000 円
災害援助資金	災害を受け臨時に必要な経費	24 か月			300,000 円

連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会又はお住まいの地区の民生委員

16 まいさぽ上伊那出張所	対象者	村内にお住いの方（生活保護受給者は除く）
経済的な問題で困っている人、失業している人、ひきこもりやニートで悩んでいる人、働いた経験がなく不安な人など、生活や仕事の悩みを抱えている方に対し、まいさぽ上伊那の相談支援員が解決方法を一緒に考えます。	担当者	まいさぽ上伊那相談支援員・社協職員
	利用料	無　料 ※相談者の秘密保持、プライバシー保護を厳守します
	相談日	月～金　午前８時 30 分～午後５時 30 分 （土・日・祝日・年末年始除く）※事前予約必要
	場　所	宮田村社会福祉協議会　応接室 （希望により、他の場所でも相談に応じます）
連絡先：☎８５－５０１０　宮田村社会福祉協議会 ☎９６－７８４５　まいさぽ上伊那（南箕輪村赤松荘内）		

１７介護事業所のご案内

事　業　所	内　容	連絡先
居宅介護支援事業所	介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づき介護サービスの提供が確保されるように各介護サービス事業所との連絡調整を行います。	84-1141

事　業　所	内　容	連絡先
デイサービスセンター梅の里 通所介護事業所	住み慣れた自宅で生活できるよう生活の援助、生活機能の訓練を行い、在宅生活へつながるよう支援を行います。 また、ご家族の介護負担軽減も目的としています。	85-6161

事　業　所	内　容	連絡先
訪問介護事業所	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、身体に関する介護（オムツ交換・入浴介助着替えの介助等）や日常生活に関する介護（食事作り・買い物・洗濯等）をご自宅に訪問して行います。	85-5010

社会福祉法人　宮田村社会福祉協議会

〒399-4301長野県上伊那郡宮田村６８３８－１
■電　話：０２６５－８５－５０１０（代表）
■ＦＡＸ：０２６５－８５－５０１１
■メール：ｓｙａｋｙｏ@ｖｉｌｌ．ｍｉｙａｄａ．ｎａｇａｎｏ．ｊｐ
■Ｈ　Ｐ：http://www.vill.miyada.nagano.jp/　（役場ＨＰ内）
■受　付：月～金　午前８時３０分～午後５時３０分（祝日及び 12 月 29 日～1 月３日はお休み）

※事業所によって営業時間が異なりますので、直接お問合せください。